

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	沖縄の情報通信産業特別地区・地域における課税の特例の延長	
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	(法人税:義)(国税3) (法人住民税、法人事業税:義)(地方税2)
		② 上記以外の税目	(事業所税:外)
3	要望区分等の別	【新設・拡充・ <u>延長</u> 】 【単独・主管・ <u>共管</u> 】	
4	内容	<p>《現行制度の概要》</p> <p>1. 国税</p> <p>(情報通信産業振興地域)</p> <p>(1) 投資税額控除 (法人税)</p> <p>ア 対象地域内において情報通信業務用設備を新・増設した青色申告法人は、当該設備の取得価額に次の割合を乗じた金額を法人税額から控除</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建物及び建物附属設備等の取得価額の合計額が1,000万円を超えるもの：8%</li> <li>・機械・装置、特定の器具・備品の取得価額の合計額が100万円を超えるもの：15%</li> </ul> <p>イ 法人税額の20%が上限額(繰越4年)、取得価額の上限額20億円</p> <p>ウ 建物附属設備は建物本体と同時に取得する場合に限定</p> <p>(情報通信産業特別地区)</p> <p>(2) 所得控除 (法人税)</p> <p>ア 情報通信産業特別地区内で営む特定情報通信事業から得られた法人所得について、40%に相当する金額を損金の額に算入(事業認定法人で、法人設立後10年間)</p> <p>※(1)との選択制。</p> <p>2. 地方税</p> <p>(情報通信産業振興地域・特区)</p> <p>(1) 法人住民税及び事業税</p> <p>ア 上記の法人税負担の軽減と同様の効果を適用する。 (自動連動)</p> <p>(2) 事業所税</p> <p>ア 那覇市内において1,000万円を超える情報通信業務に供する機械等及び1億円を超える建物等を新・増設した法人は、当該事業に係る事業所税のうち資産割の課税標準の対象床面積のうち、1/2に相当する面積を5年間控除</p>	

		<p>《要望の内容》</p> <p>延長要望 適用期限を2年間延長し、平成33年3月31日までとする。</p> <p>《関係条項》</p> <p>沖縄振興特別措置法 第31条、第32条 租税特別措置法 第42条の9、第60条、第68条の13、 第68条の63 租税特別措置施行令 第27条の9、第36条、第39条の43、 第39条の90 租税特別措置法施行規則 第20条の4、第21条の17の2、 第22条の26、第22条の60の2 地方税法 第23条第1項第3号、第292条第1項第3号 附則第33条 地方税法施行令 附則第16条の2の8</p>
5	担当部局	情報流通行政局 地域通信振興課 沖縄情報通信振興室
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成30年8月 分析対象期間:平成26年度～平成33年度
7	創設年度及び改正経緯	<p>平成10年度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報通信産業振興地域の創設</li> </ul> <p>平成14年度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・5年間延長</li> <li>・情報通信産業特別地区の創設</li> </ul> <p>平成19年度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・5年間延長</li> <li>・情報通信産業特別地区における認定法人の所得控除等の延長・拡充（常時従業員数要件20名以上を10名以上へ緩和）</li> </ul> <p>平成24年度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・5年間延長</li> <li>・情報通信産業特別地区の対象地区にうるま地区（うるま市）を追加。</li> <li>・特定情報通信事業に、バックアップセンター、セキュリティデータセンターを追加 等</li> </ul> <p>平成26年度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域、地区指定及び事業認定に係る権限の県知事への移譲</li> <li>・事業認定に係る常時従業員数要件の緩和（10人→5人）</li> <li>・特定情報通信事業に、情報通信機器相互接続検証事業を追加</li> <li>・投資税額控除の下限取得価額の引き下げ （機械・装置、特定の器具・備品 1,000万円超→100万円超）</li> </ul> <p>平成29年度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2年間延長</li> </ul>
8	適用又は延長期間	2年間(平成31年度～32年度)
9	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 沖縄の情報通信関連産業は、日本本土との遠隔性やアジアとの近接性、豊富な若年労働者を有するなどの沖縄の特性を最大限に活かすことで、観光・リゾート産業に並ぶリーディング産業として今後</p>

		<p>も成長が期待される分野である。</p> <p>そのような中、AI や IoT などの技術革新によるデータ流通量の増大やサイバーセキュリティの重要性の高まりにより、データを活用してイノベーションを創出する事業やサイバーセキュリティ関連の事業は、今後も成長が見込まれるところである。</p> <p>このため、沖縄においても、これらの成長著しい事業を営む企業の集積を進めることで、沖縄における情報通信関連産業の高付加価値化を促進し、もって沖縄の自立型経済の発展を目指す。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>○ 沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)</p> <p>(目的)</p> <p>第一条 この法律は、沖縄の置かれた特殊な諸事情に鑑み、沖縄振興基本方針を策定し、及びこれに基づき策定された沖縄振興計画に基づく事業を推進する等特別の措置を講ずることにより、沖縄の自主性を尊重しつつその総合的かつ計画的な振興を図り、もって沖縄の自立的発展に資するとともに、沖縄の豊かな住民生活の実現に寄与することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第三条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>六 情報通信産業 情報記録物(新聞、書籍等の印刷物を除く。)の製造業、電気通信業、映画、放送番組その他映像又は音声その他の音響により構成される作品であつて録画され、又は録音されるものの制作の事業、放送業(有線放送業を含む。)、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業及びインターネット付随サービス業(インターネットを利用した通信又は情報の処理若しくは提供に関する事業活動であつて政令で定めるものを行う業種をいう。)をいう。</p> <p>七 特定情報通信事業 情報通信産業に属する事業のうち、情報の電磁的流通(符号、音響、映像その他の情報の電磁的方式による発信、伝送又は受信をいう。)の円滑化に資する事業、情報処理の高度化を支援する事業その他の企業等の経営の能率及び生産性の向上を図る事業であつて、その事業を実施する企業の立地を図ることが情報通信産業の集積を特に促進するものとして政令で定めるものをいう。</p> <p>八 情報通信技術利用事業 情報通信産業以外の業種に属する事業者が情報通信の技術を利用する方法により商品又は役務に関する情報の提供を行う事業その他の政令で定める事業をいう。</p> <p>(情報通信産業振興計画の作成等)</p> <p>第二十八条 沖縄県知事は、情報通信産業の振興を図るための計画(以下「情報通信産業振興計画」という。)を定めることができる。</p> <p>2 情報通信産業振興計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>一 略</p> <p>二 情報通信産業の振興を図るため必要とされる政令で定める要件を備えている地域の区域</p> <p>三 前号の区域内において特定情報通信事業を実施する企業を促進するため必要とされる政令で定める要件を備えている地区を定める場</p>
--	--	--

		<p>合にあっては、その区域 3～8項（略）</p> <p>（情報通信産業特別地区における事業の認定） 第三十条 提出情報通信産業振興計画に定められた情報通信産業特別地区の区域において設立され、当該区域内において特定情報通信事業を営む法人は、当該区域内に本店又は主たる事務所を有するものであること、常時使用する従業員の数が政令で定める数以上であることその他政令で定める要件に該当する旨の沖縄県知事の認定を受けることができる。</p> <p>2～4項（略）</p> <p>○ 沖縄振興基本方針（平成24年5月11日 内閣総理大臣決定） II 沖縄の振興の意義及び方向 2 沖縄振興の方向 (1) 沖縄の優位性を生かした民間主導の自立型経済の発展 アジア地域との地理的近接性、亜熱帯という自然的特性等の沖縄の優位性を生かした産業振興を戦略的に進めていく。 特に、成長するアジア地域の活力を取り込み、観光・リゾート産業、情報通信関連産業に加えて国際物流拠点産業等を新しいリーディング産業として確立していくことにより、沖縄の自立を図るとともに、我が国の成長戦略と軌を一にして、我が国やアジア・太平洋地域の発展にも寄与していく。</p> <p>III 沖縄の振興に関する基本的な事項 1 観光、情報通信産業、農林水産業その他の産業の振興に関する基本的な事項 (2) 情報通信関連産業 情報通信関連産業は、アジア地域との近接性やリスク分散の観点からも、沖縄が優位性を発揮し得る産業分野であり、今後も戦略的に振興を図っていくことが必要である。 このため、沖縄の地理的優位性を活用する企業立地の促進、アジア諸国の企業等との連携の強化、グローバルな競争力を有する人材や企業の育成、クラウド時代への対応、行政分野を含む多分野のIT化の促進等を目指す。</p>
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>平成 31 年度概算要求における政策体系図 【基本計画（平成 29 年9月策定）】 V. 情報通信（ICT政策） 2. 情報通信技術高度利活用の推進</p>
	③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 1. 達成目標 ・ 情報通信関連企業の立地数を平成 33 年度までに 560 社とする。 （平成 30 年 1 月現在の実績：454 社） ・ 立地企業による雇用者数を平成 33 年度までに 4.2 万人とする。 （平成 30 年 1 月現在の実績：29,379 人） ・ ソフトウェア業における一人当たりの年間売上高を平成 33 年度までに 1,450 万円とする。（平成 28 年度の実績：1,379 万円） ※「情報通信関連企業立地数」は、平成 2 年以降に沖縄県に立地した以下①、②の</p>

			<p>合計。</p> <p>①本社所在地が県外にある支社・支店・営業所・事業拠点の数</p> <p>②県外企業の子会社・関連企業の数</p> <p>2. 測定指標</p> <p>平成 33 年度までに</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・進出後に本制度を活用した企業数 37 社</li> <li>・進出後に本制度を活用した企業による雇用者数 15,670 人</li> </ul> <p>※本制度は、沖縄振興特別措置法に基づいたものであるため、目標達成時期については、同法の期限と合わせ、平成 33 年度とする。</p> <p>※達成目標については、沖縄振興特別措置法に基づいて沖縄県が定めた沖縄振興計画（沖縄 21 世紀ビジョン実施計画）の目標値に基づき設定する。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>本制度を通じて、沖縄県内への情報通信関連企業の立地を促進するとともに、当該進出企業の事業活動や設備投資を後押しすることで、沖縄県内における情報通信産業の集積を促進しその高度化に寄与する。</p> <p>また、更なる情報通信関連産業の集積により、社会基盤としての情報通信技術の活用を通じて、観光産業をはじめとする他の産業への波及効果、ひいては沖縄県の産業振興に寄与することが期待できる。</p>																									
10	有効性等	① 適用数	<p>1. 平成 26 年度税制改正後の適用件数実績</p> <p style="text-align: right;">（単位：件）</p> <table border="1" data-bbox="598 1086 1228 1276"> <thead> <tr> <th></th> <th>H26 年</th> <th>H27 年</th> <th>H28 年</th> <th>H29 年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所得控除</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>投資税額控除</td> <td>13</td> <td>15</td> <td>21</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>事業税</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>※国税について、平成 26 年度から平成 28 年度は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）。</p> <p>※地方税（法人住民税・事業税の自動連動分）について、平成 26 年度から平成 28 年度は、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」（総務省）。</p> <p>※平成 29 年度の国税の適用状況については、沖縄県庁実施の企業アンケート調査。</p> <p>※事業税については、課税標準が所得金額であることから、投資税額控除とは連動しない。また、事業税に地方法人特別税を含んでいる。</p> <p>※算定できないものについては「—」と記載。</p> <p>【補足説明】平成 27 年度の所得控除の適用件数及び適用金額について</p> <p>平成 27 年度の所得控除の実績については、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」では 0 件であるが、認定企業への聞き取り調査等により所得控除の適用を受けていることが確認できた。（別表 1、別表 4（所得の金額の計算に関する明細書）、別表 10（沖縄の認定法人の所得の特別控除に関する明細書）により確認済み）。なお、上記報告書に反映されていない原因は、確定申告に当たり「適用額明細書」の添付が漏れていたためであった。</p> <p>このため、当該認定企業においては、所得控除の適用を受けた当時の確定申告に係る「適用額明細書」の追加提出を行っており、確認のため、税務署の收受印が押印された「適用額明細書」の控えの提供を受けている。</p>		H26 年	H27 年	H28 年	H29 年	所得控除	0	1	0	1	投資税額控除	13	15	21	14	法人住民税	—	—	—	—	事業税	—	—	—	—
	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年																								
所得控除	0	1	0	1																								
投資税額控除	13	15	21	14																								
法人住民税	—	—	—	—																								
事業税	—	—	—	—																								

## 2. 今後の適用件数見込み

今後は平年度で所得控除 4 件、投資税額控除 18 件の適用を見込む。

## 3. 所得控除の適用実績が僅少な理由

前回評価時（平成 28 年度）の将来推計において、所得控除は平成 28 年度に適用 1 件、適用額 1 百万円を見込んでいたところ、実際の適用は 0 件となっているが、平成 27 年度に適用を受けた事業認定企業において、投資税額控除の適用を選択している。

また、平成 29 年度においては、データセンター事業で初の事業認定を行ったことにより、認定企業数は累計で 3 社となり、適用 1 件、適用額 1 百万円を見込んでいることから、平成 26 年度税制改正による要件緩和等以降、僅少な着実に増加している。

### <参考：認定企業数>

認定法人数	H26 年度		H27 年度		H28 年度		H29 年度	
	新規	累計	新規	累計	新規	累計	新規	累計
	1	1	1	2	0	2	1	3

本制度は、情報通信産業の集積を特に促進する事業を「専業」で行う企業に限定して手厚い優遇措置を講じ、企業誘致を進めてきており、今後も引き続き本制度を企業誘致のインセンティブとして、情報通信関連産業の集積と高度化を図り、自立型経済の構築を着実に推進していきたい。

## 4. 適用実績増加に向けて実施してきた取組み

平成 29 年度においては、内閣府と沖縄県が連携し、沖縄税理士会の協力のもと、特区・地域制度のワンストップ相談窓口を開設し、併せて、「税制活用セミナー」を 3 回実施した（6 月）。

また、沖縄県では、7 月に東京都と大阪府で「沖縄県企業誘致セミナー」を開催するとともに、県外企業を沖縄県内に招聘する「沖縄県投資環境視察ツアー」等での県外企業への周知や、企業個別訪問等により本制度の周知を行った。

さらに沖縄県産業振興公社においても、各経済団体や業界団体が主催する説明会等において当該制度の説明を行う（43 回）とともに、県内情報通信関連団体においても、会員企業向けに同制度の周知活動を実施している。

その結果、平成 29 年 4 月から平成 30 年 3 月までの間に、ワンストップ相談窓口では情報通信産業振興地域・特区に関する問い合わせが 36 件あったほか、沖縄県では今後の企業立地に向けて 81 社の情報通信関連企業の相談（平成 30 年 3 月末現在）を受けており、制度をインセンティブとした企業誘致が着実に進んでいる。

### <参考①：平成 29 年度県外企業向けセミナーの実績>

	参加人数
企業誘致セミナー	440 人
投資環境視察ツアー	18 人

		<p>&lt;参考②：平成 29 年度沖縄振興税制活用セミナー&gt;</p> <table border="1" data-bbox="596 226 1248 383"> <tr> <td></td> <td>参加人数</td> </tr> <tr> <td>沖縄振興税制活用セミナー（北部会場）</td> <td>35 人</td> </tr> <tr> <td>沖縄振興税制活用セミナー（中部会場）</td> <td>32 人</td> </tr> <tr> <td>沖縄振興税制活用セミナー（南部会場）</td> <td>100 人</td> </tr> </table> <p>※企業以外にも、実際に申告書を作成する税理士の参加も多数確認できた。</p> <p>&lt;参考③：「ワンストップ相談窓口」における相談件数&gt;</p> <table border="1" data-bbox="596 495 1248 689"> <tr> <td>相談内容</td> <td>件数</td> </tr> <tr> <td>制度全般に関すること</td> <td>158 件</td> </tr> <tr> <td>情報特区・振興地域制度</td> <td>36 件</td> </tr> <tr> <td>その他（他制度に関するを含む）</td> <td>385 件</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>579 件</td> </tr> </table> <p>&lt;参考④：個別企業訪問実績&gt; 平成 29 年度：27 社</p>		参加人数	沖縄振興税制活用セミナー（北部会場）	35 人	沖縄振興税制活用セミナー（中部会場）	32 人	沖縄振興税制活用セミナー（南部会場）	100 人	相談内容	件数	制度全般に関すること	158 件	情報特区・振興地域制度	36 件	その他（他制度に関するを含む）	385 件	合計	579 件							
	参加人数																										
沖縄振興税制活用セミナー（北部会場）	35 人																										
沖縄振興税制活用セミナー（中部会場）	32 人																										
沖縄振興税制活用セミナー（南部会場）	100 人																										
相談内容	件数																										
制度全般に関すること	158 件																										
情報特区・振興地域制度	36 件																										
その他（他制度に関するを含む）	385 件																										
合計	579 件																										
	② 適用額	<p>1. 平成 26 年度税制改正後の適用額実績 (単位：百万円)</p> <table border="1" data-bbox="596 875 1230 1066"> <thead> <tr> <th></th> <th>H26 年</th> <th>H27 年</th> <th>H28 年</th> <th>H29 年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所得控除</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>投資税額控除</td> <td>693</td> <td>860</td> <td>709</td> <td>535</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>120</td> <td>118</td> <td>92</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>事業税</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>※国税について、平成 26 年度から平成 28 年度は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)。 ※地方税(法人住民税・事業税の自動連動分)について、平成 26 年度から平成 28 年度は、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」(総務省)。 ※及び平成 29 年度の国税の適用状況については、沖縄県庁実施の企業アンケート調査。 ※事業税については、課税標準が所得金額であることから、投資税額控除とは連動しない。また、事業税に地方法人特別税を含んでいる。 ※算定できないものについては「—」と記載。</p> <p>2. 今後の適用額見込み      今後は、平年度で、所得控除約 4 百万円、投資税額控除約 8 億円の適用を見込む。</p>		H26 年	H27 年	H28 年	H29 年	所得控除	0	1	0	1	投資税額控除	693	860	709	535	法人住民税	120	118	92	—	事業税	0	0	0	—
	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年																							
所得控除	0	1	0	1																							
投資税額控除	693	860	709	535																							
法人住民税	120	118	92	—																							
事業税	0	0	0	—																							
	③ 減収額	<p>1. 平成 26 年度税制改正後の減収額実績 (単位：百万円)</p> <table border="1" data-bbox="596 1585 1422 1666"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 26 年度</th> <th>平成 27 年度</th> <th>平成 28 年度</th> <th>平成 29 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減収額</td> <td>693</td> <td>860</td> <td>709</td> <td>535</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成 26 年度から平成 28 年度については、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（財務省）」における活用実績に基づいて試算。平成 29 年度については、沖縄県実施の企業アンケート調査における活用実績に基づいて試算。</p> <p>2. 今後の減収見込み      今後は、平年度で約 8 億円の減収額を見込む。</p>		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	減収額	693	860	709	535															
	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度																							
減収額	693	860	709	535																							

④ 効果

《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》

1. 政策目的の達成状況

本制度の政策目標のうち情報通信関連企業の立地数とその雇用者数については、平成 20 年 1 月時点の 194 社、16,317 人から、平成 30 年 1 月時点で 454 社、29,379 人となっており、制度の拡充等の変遷とともに着実に増加している。これに伴い、沖縄県の情報通信業の生産額も平成 23 年度以降順調に増加しているところ（参考①）。

また、本県のソフトウェア業における一人当たりの年間売上高についても、平成 25 年度の 844 万円から平成 28 年度の 1,379 万円となっており、制度を活用した設備投資等の増加とともに増加傾向にある。

これらのことから、本制度が一定のインセンティブとなって企業立地や企業の設備投資が進み、新たな雇用創出や情報通信関連産業の高度化による自立型経済の構築が進んでいるものと考えられる。

しかしながら、前述のソフトウェア業における従業者数一人当たりの年間売上高について全国と比較すると、直近 4 年間の各年において平均値を下回っており、生産性の向上が課題となっている（参考②）。

このため、情報通信関連産業の更なる高度化を促進していくためには、業務効率化や付加価値を高めるための新たな投資を促進するとともに、先端的な IT（情報技術）の活用によるイノベーションを創出する企業の集積により、生産性を向上させていくことが必要である。

<参考①：情報通信業の名目県内総生産>

（単位：百万円）

	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
情報通信業の名目県内総生産	183,043	196,697	200,153	206,861

※県民経済計算（内閣府）

<参考②：ソフトウェア業一人当たり年間売上高（都道府県順位）>

（単位：百万円）

順位	H25 年		H26 年		H27 年		H28 年	
1	東京	2,147	東京	2,260	東京	2,263	東京	3,300
2	愛知	1,962	千葉	2,207	千葉	2,098	神奈川	2,469
.	.	.	.	.	.	.	.	.
.	.	.	.	.	.	.	.	.
28	長崎	1,182	沖縄	1,263	福井	1,267	茨城	1,424
29	栃木	1,178	鳥取	1,259	徳島	1,261	福井	1,388
30	山口	1,130	静岡	1,240	島根	1,260	沖縄	1,379
.	.	.	.	.	.	.	.	.
.	.	.	.	.	.	.	.	.
36	熊本	1,044	山梨	1,137	沖縄	1,213	岡山	1,231
.	.	.	.	.	.	.	.	.
.	.	.	.	.	.	.	.	.
44	沖縄	844	山形	906	奈良	885	山形	1,041

・	・	・	・	・	・	・	・	・
・	・	・	・	・	・	・	・	・
平均値	-	1,265	-	1,355	-	1,400	-	1,574
指数	-	66.7%	-	93.2%	-	86.7%	-	87.6%

※平成 25～27 年までは特定サービス産業実態調査（経済産業省）

※平成 28 年は経済センサス（総務省）

※指数について：平均値を 100 とした場合の沖縄県のソフトウェア業の従業者一人当たりの年間売上高の割合

## 2. 所期の目標の実現状況

平成 33 年度

- ・ 進出後に税を活用した企業数 37 社
- ・ 上述の企業進出に伴う雇用者数の増加 15,670 人

実現状況：

	平成 28 年度	平成 29 年度
本制度の適用を受けた企業数	21 社	15 社
上述の雇用者数の増加	3,589 人	2,165 人

※「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（財務省）」では、適用企業の情報までは公開されないため、雇用者数については、沖縄県が実施したアンケート調査をもとに推計した。

※推計の計算過程

（平成 28 年度）

- ・ 沖縄県企業アンケート調査による平成 28 年度適用企業数とその雇用者数：13 社、1,879 人（ただし、うち 2 社については雇用者数不明）
- ・ 1 社当たりの雇用者数：171 人（1,879 人/11 社）
- ・ 企業アンケート調査で雇用者数を把握できなかった活用企業数：10 社
- ・ 平成 28 年度において本制度の適用を受けた企業の雇用者数： $1,879 人 + 10 社 \times 171 人 = 3,589 人$

（平成 29 年度）

- ・ 沖縄県企業アンケート調査による平成 29 年度適用企業数とその雇用者数：15 社、1,877 人（ただし、うち 2 社については雇用者数不明）
- ・ 1 社当たりの雇用者数：144 人（1,877 人/13 社）
- ・ 企業アンケート調査で雇用者数を把握できなかった活用企業数：2 社  
 $1,877 人 + 2 社 \times 144 人 = 2,165 人$

## 3. 所期の目標の変更について

沖縄県では、沖縄振興特別措置法に基づく沖縄振興計画（沖縄 21 世紀ビジョン基本計画）において「自立型経済の構築」を政策目的に掲げており、その実施計画（沖縄 21 世紀ビジョン実施計画）において「情報関連企業の立地数」及び「情報関連立地企業による雇用者数」を成果指標として、各種施策を推進しているところ。

本制度はこれらの計画の実現に寄与するものであり、情報通信関連産業の集積・高度化を通じて、自立型経済の構築を図っていくものである。このため、達成すべき目標は実施計画で定めた上記成果指標へ変更し、前回設定した所期の目標は税制のみの効果を測るものとして測定指標としたい。

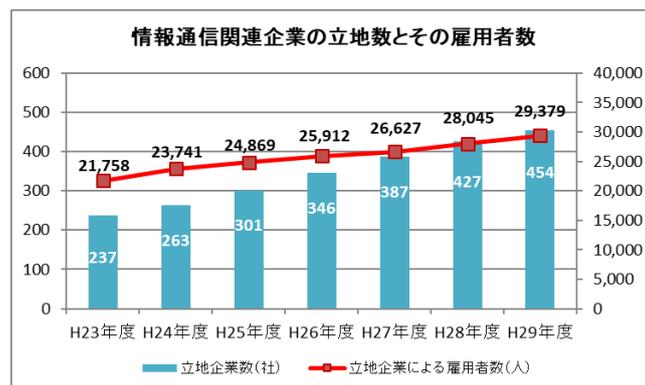
《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》

### 1. 達成目標の実現状況

情報通信関連企業の立地数及びその雇用者数、ソフトウェア業の一人当たりの年間売上高については、目標達成に向けて順調に増加している。特に、立地企業数については、当初（H24年度）の目標値を超える勢いで増加していることから、平成29年度において、沖縄21世紀ビジョン実施計画（後期計画）の策定に当たり、平成33年度の成果目標を上方修正している。（当初目標値：440社、変更後の目標値：560社）

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
立地企業数（社）	346	387	427	454
雇用者数（人）	25,912	26,627	28,045	29,379
ソフトウェア業一人当たりの年間売上高	1,263	1,213	1,379	—
立地企業の増加率（％）	15.0	11.8	10.3	6.3
雇用者数の増加率（％）	4.2	2.8	5.3	4.8
ソフトウェア業一人当たりの年間売上高の増加率（％）	49.6	△4.0	13.7	—

※立地企業数と雇用者数については、沖縄県調査※ソフトウェア業一人当たりの年間売上高については、平成25～27年までは特定サービス産業実態調査（経済産業省）。平成28年は経済センサス（総務省）。



なお、進出後に税を活用した企業数及び当該企業による雇用者数については先述のとおり。

## 2. 制度が延長できない場合の影響

本制度をインセンティブとした企業立地や設備投資等は着実に増加しており、それに伴い情報通信業の生産額等も順調に増加傾向にあることから、本制度は自立型経済の構築に効果的な施策と言える（参考①）。

また、政府において大胆な税制や予算、規制改革等を総動員することで「Society5.0」※の実現を目指す取組みが進められているところ（新しい経済政策パッケージ（平成29年12月8日閣議決定））、県内産業においてもAIやIoTなどの技術を活用した新たな試みを実施され、生産性の向上等が進められている（参考②）。

今後もこれら取組みを推進していくためには情報通信関連産業の更なる集積及び高度化は重要な課題であり、引き続き効果的な施策

を講じていく必要がある。

しかしながら、本制度が延長できない場合、イノベーション創出のキーとなる情報通信関連企業の立地や、企業の新規取組等に向けた投資インセンティブにマイナスの影響が生じ、結果として他産業の成長にも影響を及ぼし、自立型経済構築の推進力低下が懸念される。

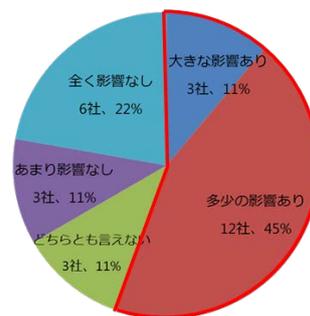
※Society5.0

第4次産業革命（IoT、ビッグデータ、人工知能（AI）、ロボット、シェアリングエコノミー等）のイノベーションを、あらゆる産業や社会生活に取り入れることにより、様々な社会課題を解決する社会のこと。

<参考①：沖縄県への企業立地インセンティブについて>

平成20年度から平成25年度までは年平均約21社が立地したことに対して、平成26年度から平成29年度は年平均約38社が立地していることや、沖縄県が平成29年11月に実施した「沖縄振興税制に関する企業アンケート調査」によると、本税制が沖縄への移転や立地の意思決定に影響したと回答した企業の割合は、全体の約56%となっており、企業にとって一定のインセンティブとなっていることが推察される。

（図1）沖縄への立地・移転の意思決定への影響の有無



※「沖縄振興税制に関する企業アンケート調査（平成29年11月沖縄県実施）」

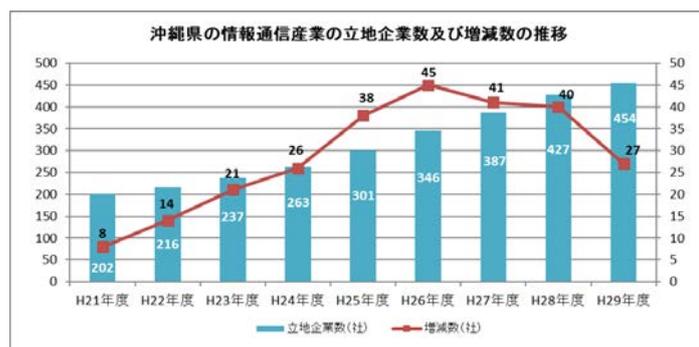
※アンケート対象企業：沖縄県内の情報通信関連企業

※本設問の回答企業数：27社

（図2）沖縄県の情報通信産業の立地企業数及び増減数の推移

立地増加企業数の平均：

- ・平成21年度から平成25年度：21.4社
- ・平成26年度から平成29年度：38.3社



			<p>&lt;参考②：県内産業における事例&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・マンゴー栽培（IT×農業） 温度や湿度、日照時間等を計測するIoTセンサーにより最適な収穫時期を把握することによる品質の向上</li> <li>・海ブドウ養殖（IT×水産） 水温やPH、酸素量等を測定するIoTセンサーにより最適な量の二酸化炭素の自動供給による品質の向上</li> <li>・ゴミ回収の効率化（IT×環境） ゴミ箱内に設置したIoTセンサーによりゴミの量をリアルタイムで確認することによるゴミ回収の効率化</li> <li>・ウェブによる遠隔診断（IT×医療） 多様な疾患データを収集してデータベース化し、ウェブを通じた遠隔診断を支援。将来的にはAIによる診断支援を展開予定</li> </ul>
		⑤ 税収減を是認する理由等	<p>本制度は、情報通信関連企業の沖縄への立地を促進し、当該企業の事業活動を通じて、沖縄における情報通信産業の発展や雇用の創出に寄与している。具体的には、本制度を活用した企業立地等に伴って、これまで約2,200人の雇用を生んでいるところ。</p> <p>そのため、沖縄県の労働生産性を踏まえると、当該雇用によって県内の総生産を約135.3億円押し上げる経済効果が生じたものと試算され、本制度による535百万円（平成29年度の減収額）の税収減を是認する効果があったものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・税活用企業による雇用者数：2,165人</li> <li>・沖縄県の労働生産性：6,250,983円 → 県内総生産の押し上げ効果：135.3億円</li> </ul> <p>※労働生産性は、就業者一人当たりの生産額（名目県内総生産/県内就業者数） （「平成27年度県民経済計算」（沖縄県企画部）に基づいて試算）</p> <p>また、当該活用企業による直接的な雇用効果や総生産の押し上げ効果のほか、本制度をインセンティブとして沖縄県内への企業立地も活性化しており、本制度は沖縄県の情報通信関連産業の振興や雇用創出の観点から減収是認に足る効果がある施策と考えられる。</p>
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>情報通信産業振興地域・特区においては、データセンター業、インターネット・サービス・プロバイダ、ソフトウェア業等、多様な業種を（特定）情報通信産業と定義しており、また、その企業規模やビジネス形態等も多様である。これらの企業へ効果的にインセンティブを与え、当該地域への立地や設備投資を促す手段としては、予算の制限や特定の企業を対象とした補助金等ではなく、各企業の経営計画に柔軟に対応でき、対象業種の全ての企業に対し制度が保証されている税制措置が適当であり、本特例措置は妥当と考えられる。</p> <p>また、本制度においては、地域指定・事業認定等のスキームを通じて、産業及び貿易の振興、自立型経済の構築等に資すると判断される場合に限定して、投資税額控除等の措置を講じていることから、必要最小限の特例措置であると考えられる。</p>

		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	沖縄県では本制度のほか、沖縄振興特別推進交付金等の補助事業もあるが、これらの補助事業では新事業創出支援や地理的不利性の解消への支援を行っているのに対し、本制度では事業者による設備投資等への支援を行っており、役割分担を図っている。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	本制度は沖縄県からの要望を踏まえて要望するものであり、国税に自動連動等する地方税の軽減はあるものの、本制度の達成目標を実現することは、沖縄県が策定した沖縄振興計画の目標達成にも寄与するため、沖縄県が協力する相当性がある。
12	有識者の見解		-
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 28 年 8 月